

さくら国際高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じた高等学校教育を施し、多様な学習活動や体験活動をとおして生徒たちが自分という個を完成させ、社会的に自立を果たすことを目指す。

(名称)

第2条 本校は、学校法人上田煌桜学園 さくら国際高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、長野県上田市手塚1065番地に置く。

第2章 課程及び収容定員並びに教育を行う区域

(課程)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。
通信制課程（広域、単位制）普通科 3, 200名

(型)

第5条 普通科に次の型を置く。

- (1) 集中スクーリング型
- (2) 通学型
- (3) 技能連携型

(教育を行う区域)

第6条 通信教育を行う区域は、長野県、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、福岡県、新潟県、富山県、大分県、宮城県、滋賀県、熊本県、沖縄県、三重県、奈良県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、佐賀県、鹿児島県、北海道、茨城県、宮崎県とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休日等

(修業年限)

第7条 本校の修業年限は、3年以上とする。

(年次)

第8条 年次の区分は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(学期)

第9条 年次を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日、休業日の変更)

第10条 集中スクーリング型及び通学型の休業日は、次のとおりとする。

(1) 集中スクーリング型

面接指導は、本校が指定した日に実施することとし、その他の日を休業日(家庭学習日)とする。ただし、非常変災その他やむを得ない事情があるときは、予め指定した面接指導日を変更することがある。

(2) 通学型

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・日曜日及び土曜日
- ・創立記念日 10月1日
- ・春季休業日 4月1日から4月7日
- ・夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- ・冬季休業日 12月18日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日 3月21日から3月31日まで

ただし、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、休業日に面接指導を行うことがある。また、非常変災等やむを得ない事情があるときは休業日とし、面接指導を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、留学、休学及び出席停止

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校、特別支援学校の中学部等を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 2 本校に転入学及び編入学することができる者は、前項に規定する資格を有し、かつ相当年齢に達していなければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第12条 入学を希望する者には選抜を行い、入学を許可する。

- 2 転入学及び編入学を希望する者がある場合は、その事情及び学力を審査し、入学を許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望する者は、所定の入学願書その他の書類に入学選考費をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第14条 入学の許可を受けた者は、所定の期限までに保証人連署の誓約書その他の書類に入学料をそえ、提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続が所定の期限までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(転学)

第15条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と保証人が連署の上校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類をそえ、保護者と連名で校長に届け出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条 第15条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、転学又は退学後1年以内であって、その事由が正当であると認められる場合に限り、校長は許可することができる。

(留学)

第18条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連名で校長に届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の届け出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。
- 3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休学)

第19条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、6か月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と保証人が連署の上届け出て許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 校長は、前項の届出が正当なものと認められるときは、3年以内の期間で休学を許可することができる。

(復学)

第20条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類をそえ、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

(登校停止)

第21条 校長は、面接指導、定期試験、学校行事等の実施に当たり、法定伝染病に罹ったものに対し、登校を停止することができる。

第5章 教育課程及び学習指導

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領の定める基準により編成する。

2 教育課程表は、別表1のとおりとする。

(学習指導)

第23条 学習指導は、本校の教育課程に基き、教科用図書、通信教育用学習図書、その他の教材を使用し、面接指導、添削指導、試験等の方法により行うものとする。

2 同時履修科目数の限度、科目履修期間、放送視聴及び多様なメディアの利用については、高等学校学習指導要領の定める基準により別に定める。

(面接指導等の指導)

第24条 面接指導等は、本校及び別表2に掲げる面接指導等実施施設（長野県「通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」に規定した施設に限る。）において行うものとする。

2 本校及び面接指導等実施施設において同時に面接指導を行う生徒数は、40人以下とする。

(技能連携施設)

第25条 生徒が、別表3に掲げる技能連携施設（学校教育法第55条に定める

都道府県教育委員会が指定した施設に限る。)において教育を受けたとき、その学習を教科の一部の履修とみなすことができる。

(学習等支援施設)

第26条 本校は、別表4に掲げる学習等支援施設(長野県「通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」に規定した施設に限る。)を置くことができる。

第6章 学習評価及び卒業等

(学習の評価)

第27条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位認定)

第28条 各年次における単位の修得は、面接指導、添削指導、試験等の成績を総合的に評価し、年度末において認定する。

2 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は74単位以上とする。

3 単位を修得した生徒に対し、単位修得証を交付するものとする。

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

第29条 生徒が、過去に在学した高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において単位を修得しているときは、当該修得した単位数を本校所定の卒業に必要な単位数に加えることができる。

(卒業)

第30条 第28条又は前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業認定を行い、卒業証書を授与する。

第7章 保証人

(保証人)

第31条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 親権者、後見人

(2) 兄姉、縁故ある者

(3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変動)

第32条 保証人が転籍、転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そう又は後見開始の審判を受けたとき若しくは破産等にかかわるものであるときは、改めて、保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でない認められるときは、変更させることがある。

第8章 教職員

(教職員)

第33条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名以上
- (3) 教頭 1名以上
- (4) 教諭 4名以上
- (5) 養護教諭 1名以上
- (6) 事務職員 1名以上
- (7) 学校医

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

4 教頭は校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。

5 前第2項及び第3項、第4項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第9章 学校評議員

(学校評議員)

第34条 本校に学校評議員をおく。

2 前項の学校評議員に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 自己評価等及び情報提供

(自己評価等)

第35条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第36条 本校は、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第11章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第37条 本校の学費及び諸経費は、別表5のとおりとする。

- 2 学費及び諸経費は、年度の始めに年度分を全納しなければならない。
- 3 既に納入した生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第38条 生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、学費及び諸経費の全部又は一部の納付を免除することができる。

(滞納)

第39条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに学費及び諸経費を3ヶ月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは、本校の学籍から除籍することができる。

(物品の弁償)

第40条 本校及び面接指導等実施施設等の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失したときには、その状況に応じ、全部若しくは一部を弁償させることができる。

第12章 賞罰

(表彰)

第41条 生徒が、学業、人物その他に優れ、他の模範となるときは、表彰することができる。

(懲戒)

第42条 生徒が、この学則、その他本校の定める諸規程を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とし、その処分は校長が行う。
- 3 前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する生徒に対し行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、教育課程に定める科目の履修が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第13章 補則

(服喪)

第43条 生徒は、親族が死亡したとき、次に掲げる期間、服喪のため忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父・母	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯(叔)父母・甥・姪	1日

附則

(施行日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(生徒の地位の継続)

- 2 施行日の前日において、新教育システム株式会社の設置するさくら国際高等学校に在籍する生徒(卒業認定を受けていない生徒に限る。以下「在校生」という。)は、引き続き本校の生徒としての地位を有する。

(教育区域の特例)

- 3 在校生の住所が福井県又は広島県にあるときは、当該生徒の就学に関しては、第6条の教育区域に福井県又は広島県を含むものとする。

(教育課程の特例)

- 4 第22条第2項の規定にかかわらず、在校生の教育課程表は、附則別表のとおりとする。

(委任)

- 5 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 附則(教育区域の特例)のうち、福井県をその特例から除く。
- 3 令和3年度までに入学した生徒の教育課程については、附則別表のとおりとする。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 附則(教育区域の特例)を削除する。

附則

この学則は令和6年4月1日（長野県知事認可日）から施行する。

附則

この学則は令和7年4月1日（長野県知事認可日）から施行する。

附則

この学則は令和8年4月1日（長野県知事認可日）から施行する。